

令和4年度第4回南区協議会次第

日時：令和4年8月25日（木）午後1時30分から
会場：南区役所 3階 大会議室

- 1 開会
- 2 議事

協議事項

- ア いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の検討について【環境政策課】
- イ 南区協議会推薦会の設置等について【南区区振興課】

- 3 その他

- ・ARフォトコンテストについて
- ・次回以降の開催予定
 - 第5回：令和4年9月29日（木）
 - 第6回：令和4年10月11日（火）（両日ともに午後1時30分から 南区役所3階大会議室にて）

- 4 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の検討について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が居住する建物においてごみなどの物品が堆積し、いわゆる「ごみ屋敷」となることで周辺的生活環境に悪影響を及ぼす事例がある。 ・「ごみ屋敷」の形成には、生活上の課題を抱えた住民が関連するケースが多く、解消にあたっては清掃などの手段だけでなく、生活上の課題への福祉支援が必要となる。 ・現状、法制度は整備されておらず、立入調査や指導・勧告等を行う根拠がないため、条例を定めて対応している自治体が存在する。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月時点で、市に相談があり、未解決の「ごみ屋敷」が11件ある。 ・市役所内での「ごみ屋敷」対応が統一されていなかったため、令和4年5月にごみ屋敷対策マニュアルを整備し、情報共有から実際の対応を連携して行う体制を整備した。 				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	<p>「ごみ屋敷」問題解消のため、条例の制定を検討している。問題解消にあたっては地域住民の皆様の協力も重要なため、取組の方針や条例の概要について説明し、意見を聴取するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ屋敷」条例の対象について ・支援を中心に据える取組の方針について ・「ごみ屋敷」解消に向けた取り組みに当たって、地域住民の皆様にご協力いただきたいことについて 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	条例制定の方針が決定した場合、11月頃にパブリックコメントを実施する予定。				
担当課	環境政策課	担当者	辻 昌孝	電話	453-6146

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

住居における物品の堆積による不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」）に関する条例の検討について

環境政策課

1 現状と課題

(1) 社会課題としての「ごみ屋敷」

- ・現に人が住んでいる建物において、ごみなどの物品が堆積し、不良な状態（以下「ごみ屋敷」という。）となることで周辺的生活環境の悪影響を及ぼす事例がある。「ごみ屋敷」に対する法制度はなく、自治体に相談が寄せられても解決が困難となっている。
- ・類似の問題として「空家」の問題があるが、こちらは「空家等対策の推進に関する特別措置法」があり法制度が整備されている。一方、「ごみ屋敷」は法制度が整備されておらず、また、人が住んでいる以上、財産権等の基本的人権の侵害が大きな問題となり得ることも課題となる。
- ・「ごみ屋敷」の原因者には、高齢者などの生活上の課題を抱えている者が多い。このような場合では、清掃などの物理的な改善を促すのみでは根本的な問題解決にはならず、福祉的な側面からのアプローチも必要となる。また、行政だけが対応するのではなく、地域の住民や関連団体との連携も必要となる。

(2) 市域内の「ごみ屋敷」の状況

- ・令和3年7月に実施した市内調査では、市に相談が寄せられたが、その時点で未解決である「ごみ屋敷」が15件あることが分かった。これら「ごみ屋敷」の原因者には、高齢者など生活上の課題を抱えている者が多い。
- ・令和4年7月時点で、上記15件のうち5件については「ごみ屋敷」の状態が解消している。令和4年度に新たに相談が寄せられた案件が1件あり、計11件の「ごみ屋敷」を環境政策課として把握している（表1参照）。

表1 市内の「ごみ屋敷」の状況

(物の堆積で生活環境が損なわれている案件で、市に相談があり、かつ、調査時点で未解決の案件)

No.	建物の種類	物の堆積がある場所			原因者の年齢層等	相談等を受け付けた課
		屋内	屋外（敷地内）	屋外（敷地外）		
1	一軒家	-	○	○(道路/水路)	(不明) 夫婦・子	区・まちづくり課
2	一軒家	○	○	-	80歳以上の親 50歳代の子	区・長寿保険課
3	一軒家	○	○	-	60歳代	区・長寿保険課
4	一軒家	-	○	○(道路)	60歳代	環境保全課
5	一軒家	○	○	-	70歳代	区・長寿保険課
6	一軒家	○	○	○(道路)	80歳以上	区・区振興課
7	一軒家	○	○	-	(推定)80歳以上	区・区振興課
8	一軒家	○	○	○(道路)	80歳以上	区・長寿保険課
9	一軒家	-	○	○ (道路/農地/空地)	60歳代	産業廃棄物対策課 農業委員会 区・まちづくり推進課 区・長寿保険課
10	一軒家	-	○	-	70歳代	区・まちづくり推進課
11	一軒家	○	○	-	50歳代	区・区振興課

(3) これまでの市の対応と課題

- ・ これまでは、「ごみ屋敷」に関する市民からの相談に対し、様々な課が相談を受けていたが（表1参照）、市内での対応方法が統一されておらず、他課との情報共有や連携が十分でなかった。
- ・ 令和4年5月にごみ屋敷対策マニュアルを作成し、情報共有から実際の対応（支援・指導等）までを市内で連携して実施するように体制を整備した（図1参照）。
- ・ 一方で、「ごみ屋敷」によって周辺住民の快適な生活環境に支障が生じている場合でも、立入調査や原因者に対する勧告・命令等の物の撤去までの措置を市は実施できず、マニュアルの運用のみでは問題解消が困難な案件もあると考えられる。

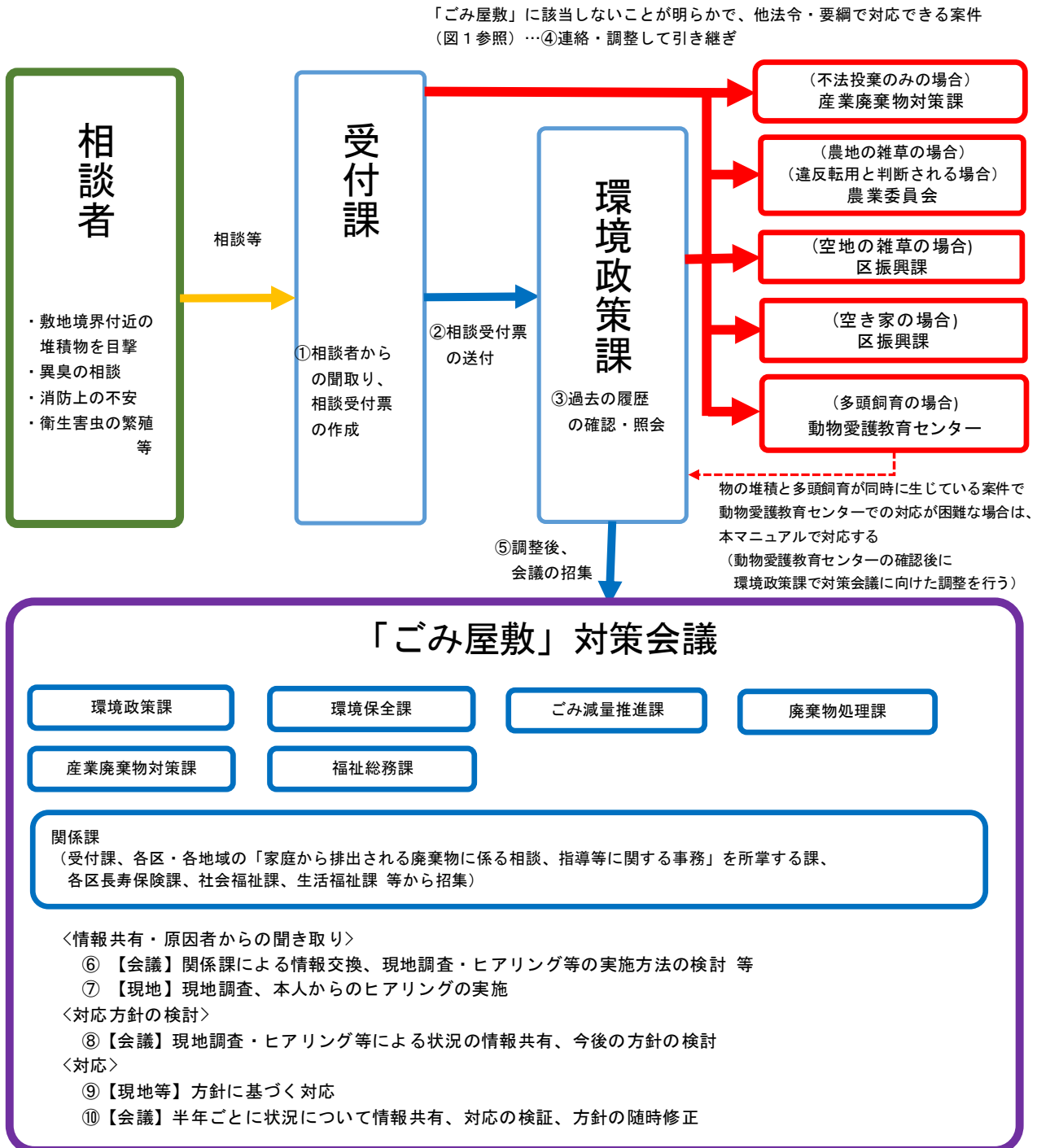


図1 マニュアルによる市内連携体制

2 条例の制定について

(1) 他市の「ごみ屋敷」に関する条例

- ・表2のとおり、23自治体が「ごみ屋敷」に関する条例を制定している（令和4年7月時点。浜松市環境政策課調べ）。
- ・指定都市の条例の内容は表3のとおり。

表2 「ごみ屋敷」に関する条例を制定している自治体

福島県	郡山市
埼玉県	三芳町、(草加市)
東京都	足立区、世田谷区、中野区、練馬区、八王子市
神奈川県	横浜市、鎌倉市、横須賀市
静岡県	袋井市、(磐田市)、(三島市)
愛知県	名古屋市、豊橋市、豊田市、蒲郡市、(小牧市)
京都府	京都市
大阪府	大阪市、泉佐野市
兵庫県	神戸市

- ・() に示す自治体の条例は、迷惑防止条例等で「ごみ屋敷」について規定があるもの

表3 他の指定都市の「ごみ屋敷」条例等の制定状況（R4.5時点）と浜松市（案）との比較

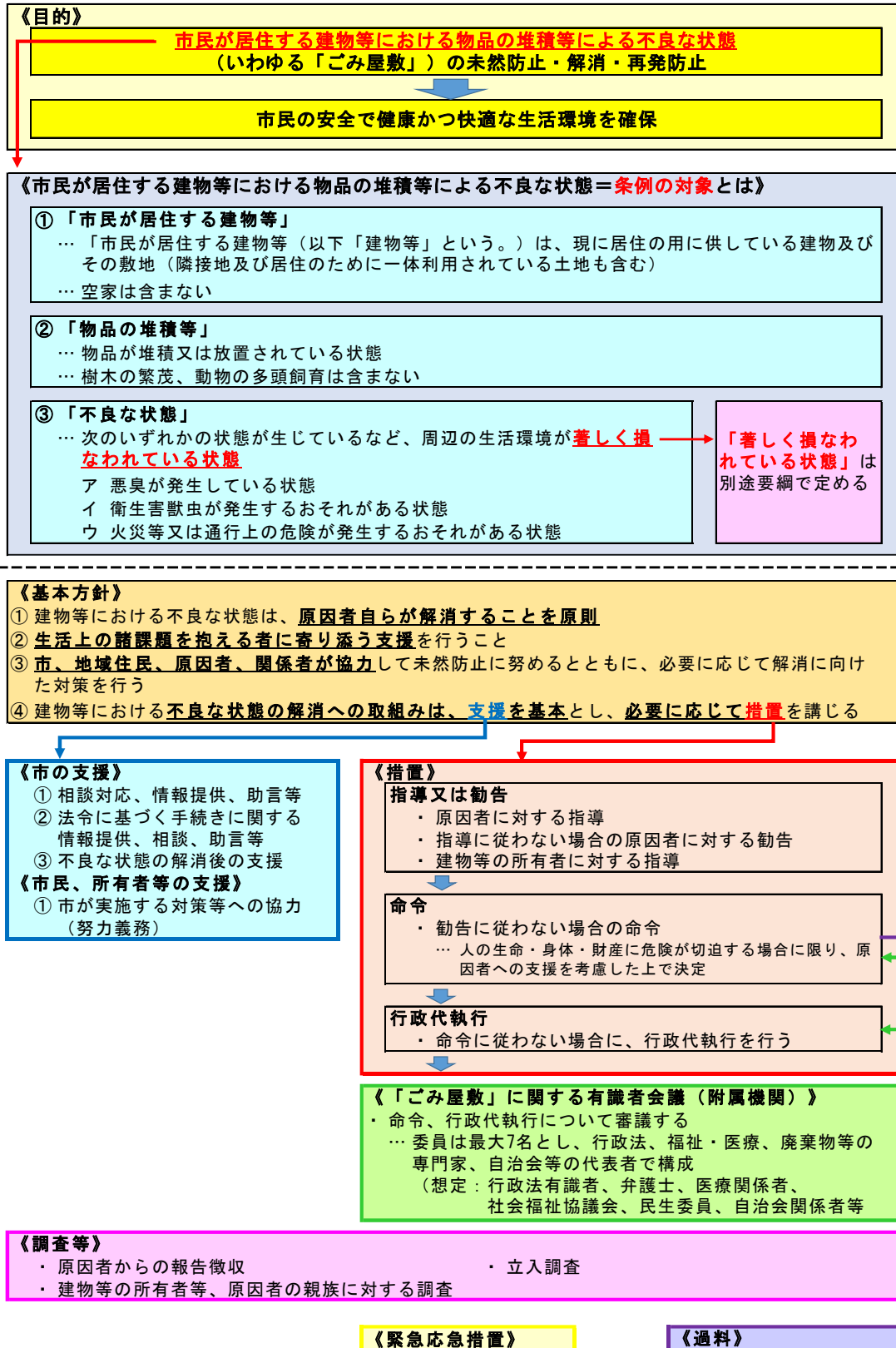
		浜松市(案)	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
条例制定年月		検討中	H28. 9	H29. 12	H26. 11	H25. 12	H28. 6
対象地	建築物及びその土地	○	○ (隣接地含む)	○ (隣接地含む)	○	○ (周辺の土地含む)	○ (周辺の土地含む)
	空き地	-	-	-	-	-	-
対象案件	物の堆積	○	○	○	○	○	○
	多頭飼育	-	-	-	○	-	-
	樹木の繁茂	-	-	-	○	-	-
支援	市の支援・対策の実施	○	○	○	○	○	○
	地域住民等の協力	○	○	○	○	○	○
	経済的支援	-	-	○	-	○	○
措置	所有者等への報告 要求・立入調査等	○	○	○	○	○	○
	指導・勧告	○	○	○	○	○	○
	命令	○	○	○	○	○	○
	罰則等 ①調査拒否等 ②命令違反	過料	-	過料 ①3万円以下 ②5万円以下	過料 ①3万円以下 ②5万円以下 ・公表	-	過料 ①5万円以下 ②5万円以下
	行政代執行の規定 (参考：実績の有無)	○	○ (なし)	○ (なし)	○ (あり)	○ (なし)	○ (あり)
	処分の判断	有識者会議 等	審議会 (附属機関)	審議会	有識者の 意見徴収	審議会 (附属機関)	有識者の 意見徴収

※ 浜松市（案）は現時点で検討している内容です。

(2) 検討段階の条例案概要

条例制定の可否についても検討段階であるが、現時点で想定している条例の内容は下図のとおり。特記事項としては、以下のとおり。

- ・ 市民が居住する建物とその敷地を条例対象とし、空家は条例対象外とする。
- ・ 支援を基本とし、必要に応じて命令等の措置を行うこととする。
- ・ 市、地域住民、原因者、所有者などの関係者が協力して、未然防止に努め、問題の解消のための対策を行うことを定める。



(3) 他法令との関係

土地の種類 状況	空家 (その敷地含む)	事業用地	居住者のいる 住宅敷地	居住者のいる 住宅敷地の隣接地	居住のために 一体利用 されている土地 (隣接地除く)	左に示した以外の土地		
						農地・ 公共用地 以外の空地	農地	公共用地
物品の 堆積	空家等対策の推進 に関する特別措置 法 (第9条【立入検査】、 第14条【特定空家 への指導、勧告、 命令、行政代執行】)	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 (第12条【産業廃棄物の保管】、 第18条【報告の徴収】、 第19条【立入検査】、 第19条の3【改善命令】、 第19条の4【措置命令】等)	「ごみ屋敷」条例		不法投棄の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第16条【投棄禁止】・第25条【罰則規定】)	違反転用と 判断される場合 農地法 (第2条の2【責務】)	各所管法 【例：道路の場合】 道路法 (第4条【私権の制限】、 第43条【物件の堆積禁止】、 第44条の3【除去命令】、 第102条【罰則】)	
		屋外において火災のおそれがある場合 消防法 (第3条【命令】) 浜松市火災予防条例 (第24条第1項【空地の火災予防措置義務…ただし、命令等の規定なし】)						
雑草の 繁茂		枝葉が敷地外まで越境した場合 民法 (233条) で自ら解決	浜松市空き地に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要綱		農地法 (第2条の2【責務】) 浜松市空き地に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要綱			
		(この行は元の画像では空白/グレーの背景で表示されています)						
多頭飼育 による 荒廃		動物愛護動物の愛護及び管理に関する法律 (第25条【指導・助言、勧告、命令、報告徴収・立入検査】)						
		飼い犬の場合 浜松市飼い犬条例 (第4条【遵守事項：犬舎内外の清潔の保持】、第8条【報告徴収・立入検査】)						
		特定動物の場合 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例 (第3条【遵守事項：飼養施設内外の清潔の保持】、第4条【命令】、 第5条【報告徴収・立入検査】、第7条・第8条【罰則】)						

3 スケジュール

庁内で条例制定の方針が決定した場合は、以下のスケジュールで進める予定。

令和4年	8月～10月	関連団体との調整・意見徴収 (区協議会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会)
	11/中旬～12/中旬	パブリックコメントの実施 (区協議会に11月下旬に報告)
令和5年	2月以降	パブリックコメント 意見に対する市の考え方の公表
	3月以降	議会での審議

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	南区協議会推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和5年3月末に現南区協議会委員の任期が満了となることから、新委員を選出するため推薦会を組織する必要がある。</p>				
対象の区協議会	南区協議会				
内 容	<p>南区協議会推薦会の設置等に関する要綱の一部を改正し、推薦会を設置する。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	南区区振興課	担当者	松野 吉司人	電話	425-1120

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

南区協議会推薦会の設置等に関する要綱（令和元年9月27日議決）の一部を次のように改正する。

令和4年8月25日

南区協議会長 島津 邦博

改正前	改正後						
<p>(委員)</p> <p>第2条 推薦会は、南区協議会委員で組織し、その構成は別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の委員に欠員が生じ、3人に満たなくなった場合は、南区協議会委員から補充する。</p> <p>3 委員の任期は、推薦会設置の日から、<u>令和2年3月31日</u>までとする。</p> <p>4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 推薦会は、南区協議会委員で組織し、その構成は別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の委員に欠員が生じ、3人に満たなくなった場合は、南区協議会委員から補充する。</p> <p>3 委員の任期は、推薦会設置の日から、<u>令和5年3月31日</u>までとする。</p> <p>4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。</p>						
<p>別表</p> <p>南区協議会推薦会委員</p> <table border="1" data-bbox="220 1585 759 1787"><tbody><tr><td data-bbox="220 1585 759 1653">池田 澄子</td></tr><tr><td data-bbox="220 1653 759 1720">小林 正八</td></tr><tr><td data-bbox="220 1720 759 1787">竹内 良昭</td></tr></tbody></table>	池田 澄子	小林 正八	竹内 良昭	<p>別表</p> <p>南区協議会推薦会委員</p> <table border="1" data-bbox="839 1585 1378 1787"><tbody><tr><td data-bbox="839 1585 1378 1653"></td></tr><tr><td data-bbox="839 1653 1378 1720"></td></tr><tr><td data-bbox="839 1720 1378 1787"></td></tr></tbody></table>			
池田 澄子							
小林 正八							
竹内 良昭							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

南区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条の規定に基づき、南区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、南区協議会委員で組織し、その構成は別表のとおりとする。

2 前項の委員に欠員が生じ、3人に満たなくなった場合は、南区協議会委員から補充する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、令和5年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推薦会の庶務は、南区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

別表

南区協議会推薦会委員
